

大阪市告示第1640号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール アイススケート場	令和7年12月1日（月）	午前6時から 午後11時まで
	令和7年12月8日（月）	
	令和7年12月15日（月）	
	令和7年12月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール アイススケート場	令和7年12月2日（火）から 同月30日（火）まで	午前6時から 午後11時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）